

大津市子ども読書活動推進計画（第五次）の骨子（案）

第1章 第五次計画の策定にあたって

1-1 子どもの読書活動推進の意義

- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより豊かに生きる力を身に付けていくことができる
- ・情報社会の中で、「読み解く力」の基礎を培い、様々な情報・事象から自分に必要な要素を取捨選択するなど、自ら考える力を養うことができる
- ・家族で読書を楽しむことや、一冊の本を媒介にして家族や友人等と話し合う時間を持つことで、本に親しみ、自主的に読書を楽しむようになる

1-2 計画策定までの経緯

- 国 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）
第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）
- 県 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画（令和6年3月）
- 市社会教育委員会議（建議）子どもの読書活動推進事業について（令和6年6月）

1-3 計画の位置づけ（上位計画）

- ・大津市総合計画第3期実行計画（令和7年3月）
- ・第4期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱（令和7年3月）

1-4 計画の期間：令和9年度から令和13年度までの5年間

1-5 計画の対象：0歳から概ね18歳まで

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

2-1 第四次計画の取組の成果と課題

- 成果 図書館、児童館、幼稚園・保育園における子ども読書環境の向上
・各施設における「おはなし会」の開催回数の増加
- ・幼稚園・保育園での保護者への絵本の貸し出しの定着と蔵書充実、絵本コーナー設置

●課題

- ・不読率（1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合）の増加
- ・アンケート調査で「読書が嫌い」、「どちらかと言えば嫌い」と回答した児童生徒の割合が27.2%（前回18.8%）に増加、うち35.1%が「文書を読むことが苦手」を選択

【不読率】滋賀県子どもの読書活動に関する調査結果

小学校	R4	R5	R6	R7	R8
大津市	6.9	8.6	9.4	7.4	6.9
滋賀県	5.0	5.1	5.5	5.4	5.5
全国	6.4	7.0	8.5	9.6	—
中学校	R4	R5	R6	R7	R8
大津市	12.8	15.7	10.7	14.9	17.2
滋賀県	12.3	13.5	13.1	13.8	15.1
全国	18.6	13.1	23.4	24.2	—

2-2 国及び滋賀県の動向と社会情勢

- 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
・読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感は生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながる。

基本方針：①不読率の低減 ②多様な子どもたちの読書機会の確保 ③デジタル社会に対応した読書環境の整備 ④子どもの視点に立った読書活動の推進 →学校図書館資料の計画的整備や司書教諭・学校司書配置の促進

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年度）
・読書バリアフリー基本計画（第2期）アクセシブルな電子書籍等の普及提供

●教育におけるデジタル化の進展

- 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（令和4年度～令和8年度）
- 滋賀県 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画～滋賀まるごと「こどもとしょかん」を目指して～ ※「としょかん」⇒本に親しむ環境

基本目標：すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本目標 『楽しく読書ができる環境づくりを進め、本が大好きな大津っ子を育みます』

3-2 基本方針

- 子どもと本をつなぐ環境と機会の充実
- 子どもの読書活動に関わる担い手の育成
- 子ども読書活動の普及啓発

3-3 推進方策

- ① 家庭における取組
- ② 幼稚園・保育園・認定こども園における取組
- ③ 学校における取組
- ④ 図書館における取組
- ⑤ 地域等における取組

3-4 重点取組

●不読率の改善

子どもに読書習慣が身に付く取組を行います。

- ・文字・活字に親しみ、本に触れる機会や読書への関心を高める取組

●多様な子どもたちの読書機会の確保

一人ひとり異なる特性や背景を持つ子どもたちの読書機会の確保に向けた取組を行います。

- ・障害がある、日本語指導を必要とするなどの、多様な子どもに対応した取組

●子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが、主体的に読書活動を行える環境づくりを進めます。

- ・子どもが主体的に本に触れ、読書に対する意欲を高められるような、子どものニーズに合わせた取組
- ・デジタル社会に対応した、紙媒体と電子図書とのハイブリッドな読書環境づくり

3-5 計画の体系

基本目標：楽しく読書ができる環境づくりを進め、本が大好きな大津っ子を育みます

【基本方針1】

子どもと本をつなぐ環境と機会の充実

- (1)すべての子ども
- (2)乳幼児期(おおむね6歳ごろまで)
- (3)小学生期(おおむね6歳から12歳)
- (4)中学・高校生期(おおむね12歳から18歳)

【基本方針2】

子どもの読書活動に関わる担い手の育成

- (1)子どもの読書活動に関わる職員、教員等
- (2)読書ボランティア

【基本方針3】

子ども読書活動の普及啓発

- (1)すべての子ども
- (2)身近な大人
- (3)社会全体

第4章 子ども読書活動推進の取組

	【基本方針1】 子どもと本をつなぐ環境と機会の充実	【基本方針2】 子どもの読書活動に関わる担い手の育成	【基本方針3】 子ども読書活動の普及啓発
基本方針 子ども 読書活動を推進 する生活等の場所	(1)すべての子ども (2)乳幼児期 (3)小学生期 (4)中学・高校生期	(1)子どもの読書活動に関わる職員、教員等 (2)読書ボランティア	(1)すべての子ども (2)身近な大人 (3)社会全体
①家庭			
②幼稚園・保育園・認定こども園			
③学校	基本方針1～3に基づく①から⑤における取組内容		
④図書館			
⑤地域等			

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 推進体制
- (2) 啓発、広報の推進
- (3) 関係機関、子ども読書活動団体との連携、協力
- (4) 進捗管理

第6章 成果指標